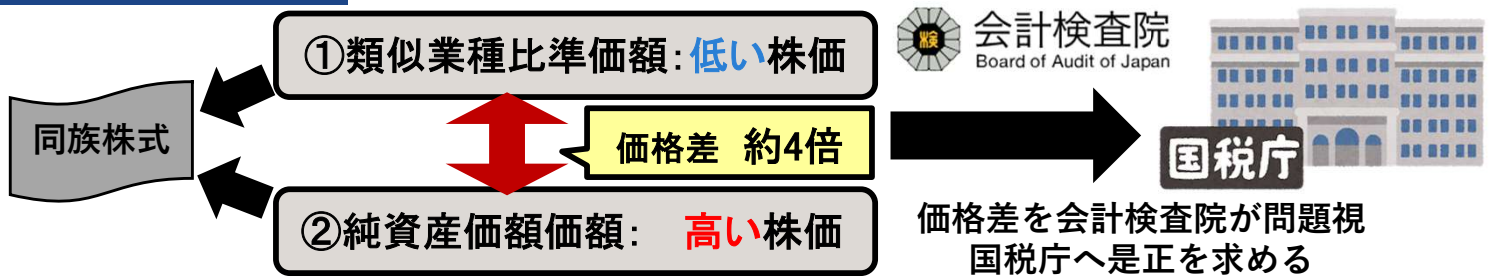


その株価対策、今後は使えないかもしれません

以前、同族株式の評価方法について、上昇の方向で検討がされていることに触れましたが、そこから波及し、同族株式の評価方法の特徴を利用した株価引下げのスキームについても問題視され、議論が拡大しているようです。すでに7/3をもって有識者会議は第4回目を迎えているようで、今後の行方が注目されます。



議論の契機



国税庁としての課題

会計検査院からの指摘は主に上記①、②の評価乖離。但し、国税庁はこれに併せ、以下のような株価引下げスキームも評価方法見直しの論点として挙げています。

◆グループ法人税制、組織再編等を巧みに利用したもの

→グループ間の利益・資産の移転による株価引下げ。また、ホールディングス会社が貸付用不動産を取得し純資産額を圧縮する手法や、いわゆる株特外しによる株価引下げなど

◆種類株式（無議決権株式）を用いた配当還元方式の濫用

→議決権を奪った株式を親族へ分散させ、最も安い評価方法となる配当還元方式を狙うなど

◆収益力を社外移転による株価引下げ

→収益力の高い部門を他法人へ移転し、株価引下げをはかるなど

◆資産管理会社として非上場会社を利用し、株価引下げスキームを利用

→株価評価制度を利用した相続税対策を目的として法人を活用するケースなど

議論は始まったばかりで、現時点では具体的な改正内容は何ら決まっておられません。但し、現在、株価引下げを狙ってよく提案や実行が行われているような方法が議論の対象となっており、我々のような立場の人間は、今後注意を払う必要があると思われます。改正の適用は2028年1月以降とされていますが、現行の評価方法で事業承継をご検討中の方は、評価方法が見直される前に一度株価を確認されることも選択肢の一つかもしれません。またお客様のご事情に併せてご検討頂けますと幸いです。



こんにちは！梅雨らしい雨が続く日々ですがいかがお過ごしでしょうか。私は洗面所がジメジメで暑過ぎて、小型クーラーを導入しようかどうか悩む毎日です、、、笑
また先日、初めてワールドカップを観戦しました！日本代表の初戦、オランダ戦を観に行ったのですが、ずっと行きたいと思っていたことが実現して本当に嬉しかったです。試合は皆さんご存知の通り2対2の引き分け。一進一退の展開でしたが日本の得点も入り、本当に良い時間を過ごすことができました。